

消防予第 3 6 3 号  
令和 6 年 7 月 2 3 日

各都道府県消防防災主管部長 }  
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長  
(公印省略)

火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令及び  
特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に  
供する設備等に関する省令の一部を改正する省令等の運用上の留意事項  
について (通知)

特定小規模施設用自動火災報知設備 (以下「特小自火報」という。) については、「無線式自動火災報知設備及び特定小規模施設用自動火災報知設備の運用について」(平成 21 年 3 月 23 日付消防予第 119 号) に基づき運用されているところですが、今般、火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令 (昭和 56 年自治省令第 17 号。以下「感知器省令」という。)、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令 (平成 20 年総務省令第 156 号。以下「特小省令」という。) 及び特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準 (平成 20 年消防庁告示第 25 号) がそれぞれ改正されたことを踏まえ、下記のとおり運用上の留意事項をとりまとめましたので通知します。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村 (消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。) に対しても、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法 (昭和 22 年法律第 226 号) 第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

## 記

### 1 特小自火報の感知器について

改正後の感知器省令第 8 条第 18 号ハに規定する火災の発生した警戒区域を特定できる連動型警報機能付感知器 (以下「新感知器」という。) の火災警報は、次のように、警報音並びに火災である旨及び火災の発生場所を周知する音声を組み合わせたものであり、火災の発生場所に関するメッセージとしては、火災を感知した階又は階段とすることで足りるものであること。なお、感知器の設置場所等については別添 1・2 を参考とすること。

また、日本語を母国語としない人に配慮したメッセージを日本語のメッセージの後に付加することも可能とするが、メッセージはできる限り短くすること。

例：「ピー、ピー、ピー。3階で火事です。Fire、Fire.」

## 2 特小自火報に係る工事について

今回の改正により特小自火報が設置可能な警戒区域数が拡大されることに伴い、無線通信確保のため中継器を設置するケースが考えられるが、中継器を設ける特小自火報の工事及び整備については、第4類の甲種消防設備士の資格を有する者が行うことが必要であること。

また、工事の際は、設置場所において、電波の受信状況をよく確認すること。

(問い合わせ先)

予防課設備係

担当：明田、西田、高橋

TEL：03-5253-7523

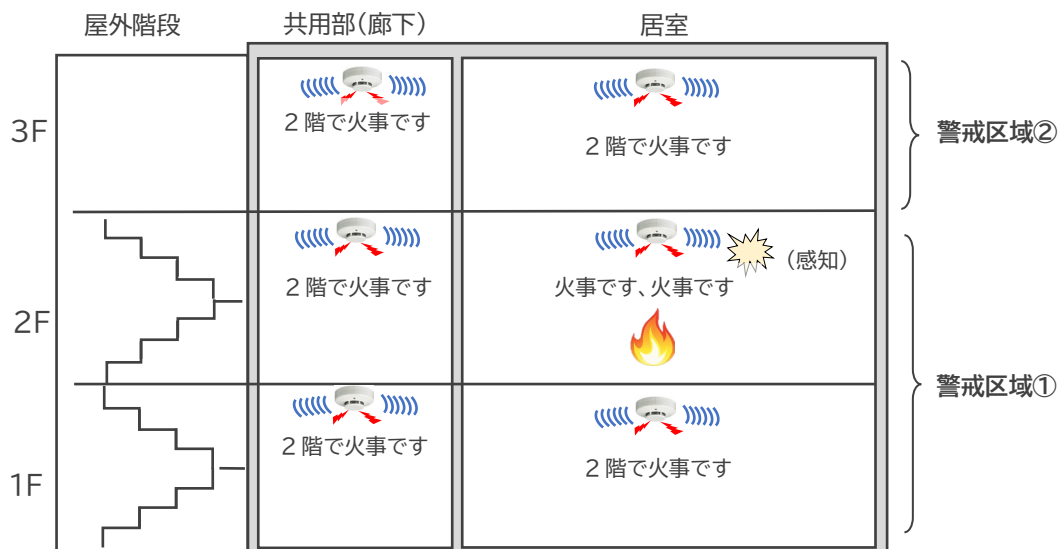
- 特小自火報の感知器の設置イメージ -

感知器の設置場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 居室及び床面積が二平方メートル以上の収納室</li> <li>➤ 倉庫、機械室その他これらに類する室</li> <li>➤ 階段及び傾斜路、廊下及び通路並びにエレベーターの昇降路、リネンシュート及びパイプダクトその他これらに類するもの（次に掲げる防火対象物又はその部分の内部に設置している場合に限る。）</li> </ul> <p>① <u>特小省令第二条第一号イ及びロに掲げる防火対象物又はその部分のうち、令別表第一（二）項ニに掲げる防火対象物の用途に供されるもの</u></p> <p>② <u>特小省令第二条第一号ハに掲げる防火対象物</u></p> <p>③ <u>消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第二十三条第四項第七号へに規定する特定一階段等防火対象物</u>          ※（①及び②に掲げるものを除く。）</p> <p>④ <u>警戒区域が二以上の防火対象物（①から③までに掲げるものを除く。）</u></p>
----------	---

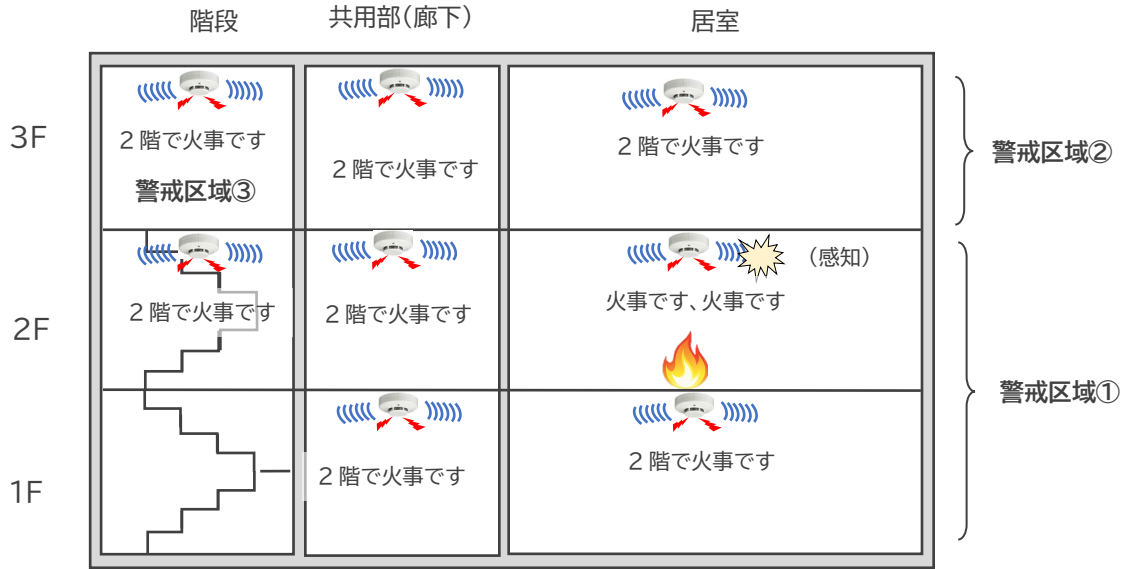
下線部：改正部分

※ 垂直距離 7.5mにつき、1 個の個数を、火災を有効に感知するように設けること（小規模特定用途複合防火対象物を除く。）。

例 1 警戒区域が 2 以上かつ延べ面積が 300 m<sup>2</sup>未満（3 階建ての(6)項ロ）の場合



例2 消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第21条第1項第7号に定める防火対象物（(6)項ロ）の場合



複合用途防火対象物における特小自火報の取扱いについて

下記例 1 から例 3 に掲げる防火対象物の場合、令第 9 条の適用により、令第 21 条第 1 項第 1 号及び第 10 号に定める部分に自火報の設置が必要となるが、今回の改正により当該部分に特小自火報の設置が可能となるが、この場合において、設置義務が生じた部分のみ設置すれば足りるものである。

延べ面積が 300 m<sup>2</sup>未満の(16)項イの防火対象物の場合

■ … 特小自火報の設置義務がある部分      □ … 特小自火報の設置義務がない部分

例 1 特定小規模施設が異なる用途の場合

屋外階段	2 項ニ (90 m <sup>2</sup> ) (令 21-1-1)
1 5 項 (100 m <sup>2</sup> ) (令 21-非該当)	
3 項ロ (100 m <sup>2</sup> ) (無窓階_令 21-1-10)	

例 2 特定小規模施設が同一用途の場合

屋外階段	3 項ロ (100 m <sup>2</sup> ) (無窓階_令 21-1-10)
15 項 (90 m <sup>2</sup> ) (令 21-非該当)	
3 項ロ (100 m <sup>2</sup> ) (無窓階_令 21-1-10)	

例 3 平屋の場合

6 項ロ (100 m <sup>2</sup> ) (令 21-1-1)	1 5 項 (90 m <sup>2</sup> ) (令 21-非該当)	6 項ロ (100 m <sup>2</sup> ) (令 21-1-1)
--	--	--

※より効率的・効果的に火災警報を伝達するためには、設置義務のない用途やその部分にも連動できる感知器を設置することが望ましい。